

2023 濃計発第 37 号

2023 年 9 月 15 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 8 月 9 日付け 2023 濃計発第 23 号をもって申請しました、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書の別紙を、添付 1 に示すとおり変更する。また、別添「濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表」を、添付 2 に示すとおり変更する。

2. 補正の理由

重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更について、記載を追加した消防自動車等の資機材等が UF₆漏えい対処のための資機材等でもあることを明確にすることを反映すること及び資機材等とは通信連絡設備と放射線測定機器類等の資機材（化学防護服等の装備品を含む）を総括したものと定義しているため、用語の適正化を行うことを反映することから、2023 年 8 月 9 日付け 2023 濃計発第 23 号をもって申請した濃縮・埋設事業所加工施設保安規定変更認可申請書の補正を行う。

以 上

1. 変更の内容

令和 4 年 6 月 22 日付け原規規発第 22062211 号をもって認可を受けた濃縮・埋設事業所加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表

2. 変更の理由

（1）重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更

重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等については、保安規定添付 2（重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準）の表-1（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等）において、資機材等、保有数、保管場所等を規定している。

今回、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、新たに受動形個人線量計を導入することから、重大事故に至るおそれがある事故への対処においても受動形個人線量計を使用することとなり、保安規定添付 2 の表-1 の資機材等として受動形個人線量計の追加が必要となる。

上記を踏まえ、新検査制度における資機材等以外の他規定事項の対応状況及び他施設における資機材等に係る規定状況を確認したところ、保安規定には基本的な事項を規定し、具体的な事項は保安規定の下位文書に規定しているため、保安規定添付 2 の表-1 を規定していることと不整合が生じている。

したがって、基本的な事項である保安規定添付 2 の「1.3 資機材の配備」等を変更するとともに、具体的な事項である表-1 を削除し下位文書に定める。

（2）記載の適正化

その他、誤記の修正及び当社他施設保安規定との整合等を踏まえた記載の適正化を行う。

3. 施行期日

この規定は、2023 年 10 月 1 日から施行する。

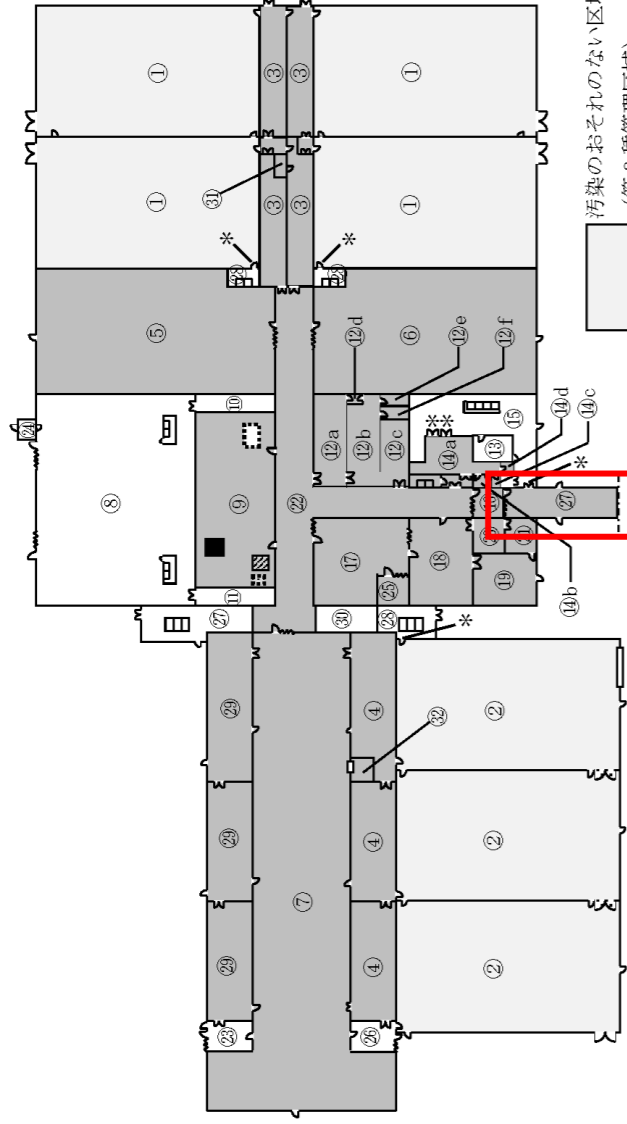
以 上

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 (1 / 7)

現行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第4節 会議体</p> <p>(濃縮安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第12条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更</p> <p>(4) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項 (5) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (6) 第89条に基づく加工施設の定期的な評価の結果 (7) 第6条の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃 (8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更 ① 第23条に基づくカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。) ② 第23条に基づくカスケード設備運転条件設定方法 ③ 第25条に基づく年間液化回数 ④ 第38条に基づく作業管理に係る実施計画</p> <p>(9) 第87条に基づく保安教育の実施計画 (10) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第89条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(9) その他事業部長が必要と認める事項 2～6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第4節 会議体</p> <p>(濃縮安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第12条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) 第6条の品質マネジメントシステム計画の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃 (5) 保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項</p> <p>(6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更 ① 第23条に基づくカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。) ② 第23条に基づくカスケード設備運転条件設定方法 ③ 第25条に基づく年間液化回数 ④ 第38条に基づく作業管理に係る実施計画 ⑤ 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑥ 第87条に基づく保安教育の実施計画 ⑦ 第89条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(7) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (8) 第89条に基づく加工施設の定期的な評価の結果 (9) その他事業部長が必要と認める事項 2～6 (略)</p>	<p>記載の適正化(当社他施設との記載整合)</p>
<p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第21条の4 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(2) (略) (3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 (4) (略) 2～5 (略)</p>	<p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第21条の4 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の各号を含む第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(2) (略) (3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等を配備する。 (4) (略) 2～5 (略)</p>	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更</p>
	<p>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号) この規定は、2023年10月1日から施行する。</p>	

現行

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	1号均質室
⑦	2号均質室
⑧	補機室
⑨	管理廃水処理室
⑩	1号UF ₆ 電源室
⑪	2号UF ₆ 電源室
⑫a	分析室(化学分析エリア)
⑫b	分析室(機器分析エリア)
⑫c	分析室(質量分析エリア)
⑫d	分析室(天称室)
⑫e	分析室(予備室)
⑫f	分析室(薬品・機材室)
⑬	放管室
⑭a	モニタエリア(モニタ室)
⑭b	モニタエリア(放管機材室)
⑭c	モニタエリア(非機材機材室)
⑭d	モニタエリア(シャワー室)
⑮	更衣エリア
⑯	前室
⑰	除染室
⑱	廃棄物前処理室
⑲	ホット予備品室
⑳	放射能測定室
㉑	搬送通路
㉒	予備室
㉓	液体廃棄物貯留室
㉔	除染ハウス
㉕	搬入室
㉖	渡り廊下
㉗	カスケード室前室
㉘	付着ウラン回収廃棄物室
㉙	2号第2高周波電源室
㉚	1号Qマース室
㉛	2号Qマース室



汚染のおそれのない区域 (第2種管理区域)

それ以外の区域 (第1種管理区域)

ウラン貯蔵・廃棄物建屋

保管廃棄待ちスラッジ置場

固形化処理作業場所

固形化処理待ち機械油置場

液体廃棄物保管廃棄区画

シヤッター

ドア

引き戸

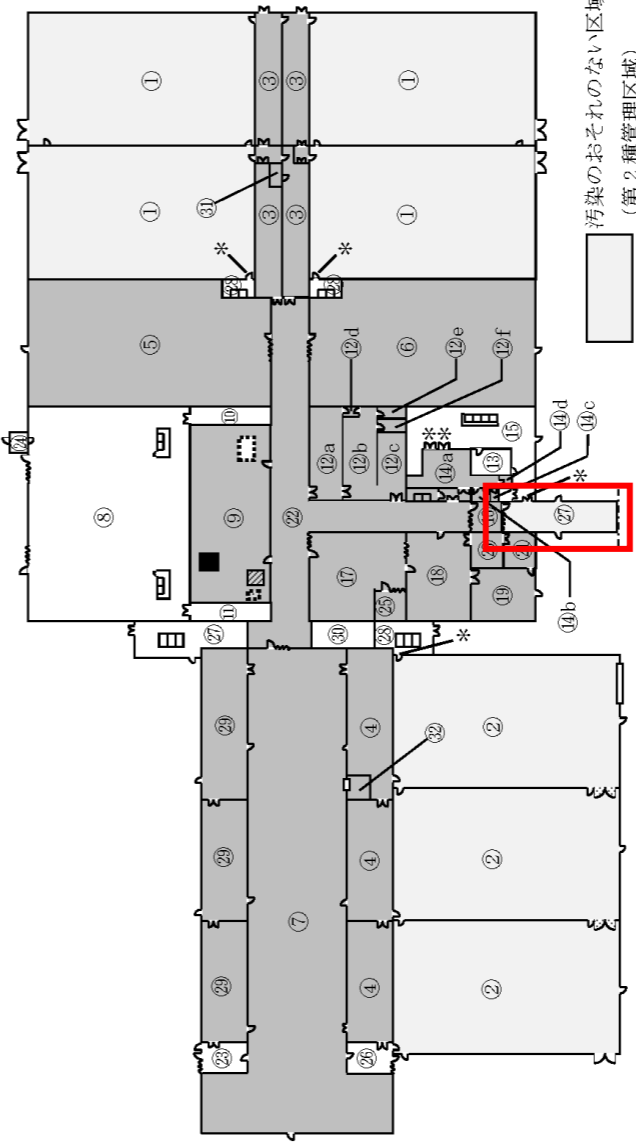
管理区域出入口

* 管理区域出入口

別図2 (1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

変更後

番号	室名
①	1号カスケード室
②	2号カスケード室
③	1号中間室
④	2号中間室
⑤	1号発生回収室
⑥	1号均質室
⑦	2号均質室
⑧	補機室
⑨	管理廃水処理室
⑩	1号UF ₆ 電源室
⑪	2号UF ₆ 電源室
⑫a	分析室(化学分析エリア)
⑫b	分析室(機器分析エリア)
⑫c	分析室(質量分析エリア)
⑫d	分析室(天称室)
⑫e	分析室(予備室)
⑫f	分析室(薬品・機材室)
⑬	放管室
⑭a	モニタエリア(モニタ室)
⑭b	モニタエリア(放管機材室)
⑭c	モニタエリア(非機材機材室)
⑭d	モニタエリア(シャワー室)
⑮	更衣エリア
⑯	前室
⑰	除染室
⑱	廃棄物前処理室
⑲	ホット予備品室
⑳	放射能測定室
㉑	搬送通路
㉒	予備室
㉓	液体廃棄物貯留室
㉔	除染ハウス
㉕	搬入室
㉖	渡り廊下
㉗	カスケード室前室
㉘	付着ウラン回収廃棄物室
㉙	2号第2高周波電源室
㉚	1号Qマース室
㉛	2号Qマース室



汚染のおそれのない区域 (第2種管理区域)

それ以外の区域 (第1種管理区域)

ウラン貯蔵・廃棄物建屋

保管廃棄待ちスラッジ置場

固形化処理作業場所

固形化処理待ち機械油置場

液体廃棄物保管廃棄区画

シヤッター

ドア

引き戸

管理区域出入口

* 管理区域出入口

別図2 (1/3) ウラン濃縮建屋1階 管理区域図 (第45、49、54、55条関係)

記載の適正化 (誤記修正)

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 (3 / 7)

現行	変更後	変更理由																				
<p>別表35 保安に関する記録 (第90条関係)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="154 260 1297 443"> <thead> <tr> <th>記録事項 (略)</th> <th>記録すべき場合 (略)</th> <th>作成責任者 (略)</th> <th>保存責任者 (略)</th> <th>保存期間 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他に掲げるものを除く)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 線量等の記載については、線量告示第3条に基づくものとする。</p> <p>2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録 (略)</p>	記録事項 (略)	記録すべき場合 (略)	作成責任者 (略)	保存責任者 (略)	保存期間 (略)	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	<p>別表35 保安に関する記録 (第90条関係)</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1320 260 2463 443"> <thead> <tr> <th>記録事項 (略)</th> <th>記録すべき場合 (略)</th> <th>作成責任者 (略)</th> <th>保存責任者 (略)</th> <th>保存期間 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他に掲げるものを除く)</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 線量等の記載については、線量告示第3条に基づくものとする。</p> <p>2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録 (略)</p>	記録事項 (略)	記録すべき場合 (略)	作成責任者 (略)	保存責任者 (略)	保存期間 (略)	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	<p>記載の適正化 (誤記修正)</p>
記録事項 (略)	記録すべき場合 (略)	作成責任者 (略)	保存責任者 (略)	保存期間 (略)																		
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																		
記録事項 (略)	記録すべき場合 (略)	作成責任者 (略)	保存責任者 (略)	保存期間 (略)																		
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他に掲げるものを除く)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																		
<p>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第21条の2、第21条の3関連)</p> <p>火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 (略)</p> <p>1.1~1.4 (略)</p> <p>1.5 定期的な評価</p> <p>1) 各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>2. 自然災害等 (略)</p> <p>2.1~2.4 (略)</p> <p>2.5 定期的な評価</p> <p>1)~2) (略)</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「<u>火災防護計画</u>」及び「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>図表一覧 (略)</p>	<p>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 (第21条の2、第21条の3関連)</p> <p>火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 火災 (略)</p> <p>1.1~1.4 (略)</p> <p>1.5 定期的な評価</p> <p>1) 各課長は、1.1から1.4の活動の実施結果について、運営管理課長に報告する。</p> <p>2) 運営管理課長は、1)の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「<u>火災防護計画</u>」の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>2. 自然災害等 (略)</p> <p>2.1~2.4 (略)</p> <p>2.5 定期的な評価</p> <p>1)~2) (略)</p> <p>3) 事業部長は、2)の報告の内容を確認し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、「加工施設 異常事象対策要領」の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>図表一覧 (略)</p>	<p>記載の適正化 (その他記載の適正化)</p> <p>記載の適正化 (誤記修正)</p>																				

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 (4 / 7)

現行	変更後	変更理由
<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4 関連)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故 (略)</p> <p>1.1 体制の整備 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材を <u>表-1に示すとおり</u> 配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>また、<u>表-1に示す資機材</u>の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材の保管場所を整備する。 なお、資機材の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。 ①～④ (略)</p> <p>1.4 手順書の整備 (略)</p> <p>2. 大規模損壊への対応 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器(HF 検知器)、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材、<u>装備品</u>を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材、<u>装備品</u>の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準 (第21条の4 関連)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時の対応に係る実施基準</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故 (略)</p> <p>1.1 体制の整備 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非常時対策組織の活動拠点 非常時対策組織の活動拠点として、各班の活動情報が集約でき、内外に指揮・情報連絡ができる機能を備えた緊急時対策所を設けるとともに、必要な通信連絡設備等の資機材等を備える。</p> <p>1.2 教育・訓練の実施 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材等及び手順書を即時に使用可能なように整備し、それらを用いた事故時の対応の訓練を行う。</p> <p>1.3 資機材等の配備 各課長は、UF₆漏えいに対処するために必要な資機材等及び火災に対処するために必要な資機材等として、<u>消防自動車、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、貯水槽等を</u>配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>また、<u>資機材等</u>の保管場所に対する要件及び事故時の活動拠点の要件を考慮して、事故時の活動拠点及び資機材等の保管場所を整備する。 なお、資機材等の保管場所に対する要件として、以下の事項を考慮する。 ①～④ (略)</p> <p>1.4 手順書の整備 (略)</p> <p>2. 大規模損壊への対応 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 工場及び周囲の状況を把握可能なように、可搬式の放射線測定器、半導体材料ガス検知器(HF 検知器)、モニタリングカー、照明、化学防護服等の資機材等を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>④ 濃縮事業部単独での対処が困難な場合は、他事業部及び他事業者へ協力要請を行い、必要な要員及び資機材の提供を受けて対策活動に当たる。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 (5 / 7)

現行	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数 図-2 保安上必要な通路 <u>表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等</u></p>	<p style="text-align: center;">図表一覧</p> <p>図-1 非常時対策組織（実施組織）の役割分担と要員数 図-2 保安上必要な通路 <u>(削除)</u></p>	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更</p>

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 (6 / 7)

現行					変更後	変更理由
表-1 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等					(削除)	重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更
資機材等	保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容		
通信連絡設備	ページング装置	99 台	事務所、工場、工場構内	1回/年	外観、機能	
	所内携帯電話	187 台	個人配付	訓練の都度	外観、機能	
	業務用無線設備 (アナログ式)	33 台	事務所、工場、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	業務用無線設備 (デジタル式)	35 台	事務所、工場、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	緊急時電話回線※2	13 回線	事務所	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 他の通信連絡設備	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話を含む	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	所内携帯電話、携帯電話、衛星電話と同様	
	ファクシミリ装置※2	4 台	事務所、その他	1回/年	外観、員数、機能	
	携帯電話※2	29 台	個人配付	1回/年	外観、員数、機能	
	衛星電話※2	5 台	事務所、工場、その他	1回/年	外観、員数、機能	
現場対処用資機材・装備品	汚染防護服 (PVA)	38 着	工場、事務所	1回/年	外観、員数	
	化学防護服 (簡易型)	38 着	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数	
	化学防護服 (耐HF仕様)	16 着	工場、事務所	1回/年	外観、員数	
	フィルター付き防護マスク (半面)	22 個	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	フィルター付き防護マスク (全面)	60 個	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	28 個	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能	
	化学防護服用マイクスピーカ	16 個	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能	
	携帯用照明器具	60 台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	7 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ (α・β線)	22 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	可搬式ダスト測定関連機器 (サンブラ)	5 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	個人用外部被ばく線量測定器 (APD)	126 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	モニタリングカー	1 台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 表面汚染密度測定用サーベイメータ (α・β線) 可搬式ダスト測定関連機器 (サンブラ)	各1台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	風向風速計	1 台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能	
	《代替品》 簡易風向風速計	1 台	屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	半導体材料ガス検知器 (HF 検知器)	11 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	ガス採取器	5 台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能	
	監視カメラ	8 台	工場	1回/年	外観、員数、機能	
	2号室回均質室前シャッター前カメラ	1式	工場	1回/年	外観、員数、機能	

濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 新旧対照表 (7 / 7)

現行						変更後	変更理由
	資機材等	保有数※1	保管場所※1	点検頻度	点検内容	(削除)	
応急・復旧工具等 その他資機材	閉止用資材 (ワテ、木栓、鉛栓、ビニルシート)	5式	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更
	消石灰	20袋	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
	消石灰散布機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数		
	担架	7台	工場、事務所	1回/年	外観、員数、機能		
	除染用具 (ハンドブラシ等)	3式	工場、事務所	1回/年	外観、員数		
	発電機	4台	事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	電工ドラム	10台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	照明装置	36台	工場、事務所、屋外資機材置場	1回/年	外観、員数、機能		
	チェンジングルーム (テント)	1式	工場	1回/年	外観、員数		
	《代替品》 養生シート、パーティション	1式	事務所	1回/年	外観、員数		
HF 対応薬品	20式	再処理事業所	1回/月	員数、機能			
消防用資機材・ 装備品 (CO ₂ 及びHF 拡散抑制用の放水含む)	防火服	20着	工場、事務所	1回/6月	外観、員数		
	空気呼吸器	20台	工場、事務所	1回/6月	外観、員数、機能		
	携帯用照明器具	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		
	個人用外部被ばく線量測定器 (APD)	現場対処用資機材を含む	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様	現場対処用資機材と同様		
	サーモグラフィ	2台	工場	1回/年	外観、員数、機能		
	消防自動車 (化学消防自動車)	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 (消火) 可搬消防ポンプ、 可搬消防ポンプ運搬用車両	各1台	車庫2	1回/年	外観、員数、機能		
	(放水) 屋上放水装置	2式	2号発回均質棟	1回/年	外観、機能		
	消火用水	320m ³	工場構内	1回/6月	外観、員数		
	貯水槽	400m ³	工場構内	1回/6月	外観、員数		
	屋上放水装置 (放水ノズル・ポンプ)	2式	2号発回均質棟	1回/年	外観、機能		
	《代替品》 消防自動車 (化学消防自動車)	1台	車庫1	1回/年	外観、員数、機能		
	泡消火剤	500㍑	車庫2	1回/月	外観、員数		
	防火服	5着	再処理事業所	1回/6月	外観、員数		
	空気呼吸器	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能		
	携帯用照明器具	5台	再処理事業所	1回/6月	外観、員数、機能		
	消防自動車 (化学消防自動車)	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 動力ポンプ付き水槽車、可搬消防ポンプ	各1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	資機材搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
	《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能		
緊急搬送車	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能			
《代替品》 一般車両等	1台	再処理事業所	1回/年	外観、員数、機能			
泡消火剤	1500㍑	再処理事業所	1回/月	外観、員数			

※1：保有数及び保管場所は、必要に応じ適宜改善する。

※2：廃棄物埋設施設と一部を共用する。